

令和8年1月20日

経済教育委員会資料

商工労働部

目 次

【報告事項】

- 1 (仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業について …… 1 頁

# (仮称) とやまくすりミュージアム整備・運営事業について

[コンベンション・薬業物産課]

## 1 趣旨

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業については、令和7年12月25日に実施方針及び要求水準書(案)の公表、令和8年1月14日に特定事業の選定について公表しており、このたび、募集要項等を公表し公募を開始したことから、その内容を報告するもの。

## 2 本事業の基本的な考え方

富山のくすりは、300有余年の歴史を有し、富山売薬の時代から今日に至るまで、人々の健康増進や文化交流に大きく貢献する本市の産業発展の礎である。

その歴史的価値や地域ブランドを次世代に確実に継承し、未来に向かって「薬都とやま」が発展していくためには、本市が誇る「富山のくすり」の歴史・文化・精神を現代の学びや体験へと再構成し、これらの魅力を次の時代に繋いでいくことが必要であると考え、本施設を整備するものである。

## 3 実施方針について(12月25日公表)

本事業の目的、事業方式、事業範囲、契約・リスク分担の基本的な考え方等、事業全体の概要を示したもの。

### 【主な記載内容】

#### (1)特定事業の選定に関する事項

- ・事業の概要(事業の基本方針、事業方式、事業対象範囲、収入等) など

#### (2)民間事業者の募集及び選定に関する事項

- ・募集・選定方法、選定手順、参加資格要件、提案の審査・選定 など

#### (3)民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

- ・予想されるリスクと責任分担
- ・本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング など

#### (4)公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

- ・事業対象地の立地条件、施設要件 など

#### (5)その他

- ・本事業の継続が困難となった場合の対応措置
- ・法制上の措置、財政上の支援、金融上の支援 など

#### 4 要求水準書について(12月25日 要求水準書(案)公表)

本市が本事業の業務を遂行するにあたり、本事業を実施する民間事業者を求める業務の水準(※)を要求水準書として示したもの。また、官民連携事業本来の特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すに止め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねる。

※本事業においては、民間事業者に要求するサービス水準を性能発注として示している。

性能発注とは、発注者である自治体が、発注業務に求める機能・サービス水準等の「性能」を定め、その性能に基づいて民間事業者を募集・選定・契約する。受注者である民間事業者は、当該性能を満たす範囲で仕様を提案することができる。このため、仕様発注に比べ、民間の創意工夫の発揮が期待できる。

【12月25日公表の案からの変更点】

・「くすりの富山」を「富山のくすり」に表現を変更

#### 5 特定事業の選定について(1月14日 公表)

PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に基づき、従来手法との比較による財政負担の見込やサービス水準等を総合的に評価し、PFI事業として実施することを公表するもの。

(1)評価について

本事業において、本市の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(2)本市の財政負担見込額による定量的評価(財政負担見込額の比較)

本市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較した。

(税抜)

	本市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担見込額(現在価値)	2,376 百万円	2,206 百万円
指 数	100.0	92.9

(3)PFI事業として実施することの定性的評価

①民間事業者のノウハウを活用したサービスの質の向上

供用開始後の運営方針に即した空間及び展示物等の企画及び整備、長期的視点に立った事業運営、ノウハウ蓄積により、効果的なサービスの提供が図られ、賑わい・交流の場の創出や教育、文化、健康・福祉のさらなる充実等に繋がることを期待できる。

②効率的な設計、改修、維持管理及び運営の実施

事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄うことに加え、独立採算型事業として自主事業を実施することにより、本施設のより一層の利用促進や効率的な施設整備、維持管理・運営業務の実施等の相乗効果が図られることが期待できる。

### ③リスク分担の明確化による安定した事業運営

あらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にし事業契約に定めることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務の円滑な遂行や安定した施設管理の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担が抑制できる。

### (4)総合評価

本事業はPFI事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、約7.1%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができることから、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められる。

## 6 募集要項等について(1月20日 公表)

PFI法に基づき特定事業として選定した本事業を実施するにあたり、公募により事業提案を募集し、事業者を選定するための手続きを示したもの。あわせて、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)など、応募者が熟知・遵守すべき関係資料を公表するもの。

### (募集要項の概要)

#### 第1 (仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業の目的【P1】

#### 第2 募集要項の位置づけ【P2】

#### 第3 公共施設等の立地等に関する事項【P3～5】

(仮称)とやまくすりミュージアム(以下、「本施設」という。)は、民間ビルの一部(アーバンプレイス3階及び4階の一部)を本市が賃借し、事業者が整備する。

#### 第4 事業概要【P6～11】

##### 【事業方式】

本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が本施設の設計及び建設(改修)等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書(以下「事業契約書」という。)に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(R0: **Rehabilitate Operate**)により実施する。

##### 【事業期間】

事業契約締結日より令和20年3月31日まで

【業務内容】

業務区分	業務概要
設計業務	①事前調査業務、②改修及び展示に関する設計業務、③本事業に伴う各種申請等の業務、④その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
改修・工事監理業務	①建築物及び展示施設に関する改修・施工業務、②什器・備品等設置業務、③工事監理業務、④その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
開業準備業務	①事前広報業務、②開業準備期間中の運営業務、③開館式典等の実施業務
維持管理業務	①建築物及び展示施設に関する保守管理業務、②建築設備等保守管理業務、③什器・備品等保守管理業務、④環境衛生・清掃業務、⑤警備保安業務、⑥修繕業務、⑦その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
運営業務	①総合管理業務（案内・利用受付・料金收受等）、②展示事業に関する運営業務、③シアター事業に関する業務、④（仮称）とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務、⑤企業出展ブースの企画・運営業務、⑥薬業関連施設の案内・誘導に関する業務、⑦薬業関連企業とのタイアップに関する業務、⑧薬業人材育成に関する業務、⑨自主事業、⑩その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

【自主事業について】

事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した自主事業を独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。

第5 応募要件等【P12～17】

【企業区分と定義】

企業区分	定 義
代表企業	応募グループを構成する企業であり、本事業を実施するためのSPCから直接業務の受託・請負をし、かつ応募グループを代表し応募手続きを行う企業
構成企業	応募グループを構成する企業であり、SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
協力企業	SPCから各業務の一部を受託・請負をし、SPCには出資しない企業

【応募者の構成】

事業契約の締結の相手方	構 成		
	代表企業	構成企業	協力企業
SPC	業種の指定なし(出資あり)	業種の指定なし(出資あり)	業種の指定なし(出資なし)
共同企業体	業種の指定なし	業種の指定なし	
代表企業	「運営業務を行う者」必須	「運営業務を行う者」以外	

※事業契約の締結の相手方＝指定管理者となる。

事業契約の締結の相手方	各業務を行う者				
	設計	改修	工事監理	維持管理	運営
SPC	代表企業、構成企業、又は協力企業のいずれか				
共同企業体	代表企業又は構成企業のいずれか				
代表企業	構成企業	構成企業	構成企業	構成企業	代表企業

※改修業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

## 第6 応募手続き等【P18～20】

下記の手続きに関して記載。

①資料の閲覧、②説明会及び現地見学会の開催、③質問の受付、④個別対話、⑤質問への回答及び個別対話結果の公表、⑥参加資格審査に関する提案書類の受付、⑦提案審査に関する提出書類の受付、⑧ヒアリング等の実施

## 第7 応募に関する留意事項【P21～22】

提案上限価格（消費税及び地方消費税を含まない）

2,182,862,728円

- ・設計及び改修・工事監理業務のサービスの対価の上限額：1,435,536,364円
- ・維持管理及び運営業務のサービスの対価の上限額：747,326,364円

## 第8 提案の審査及び選定に関する事項【P23】

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。事業者の選定にあたり、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、各委員が優先交渉権者選定基準に基づいて審査する。

## 第9 提案に関する条件【P24～25】

提案に関する条件を踏まえて、資格審査書類及び事業提案書を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

## 第10 契約手続きに関する事項【P26～27】

本市は、本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。

- ①基本協定、②事業契約、③指定管理に関する年度協定

### 【契約金額】

契約金額は、優先交渉権者の提案価格に、当該提案価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

## 第11 事業上の注意点【P28】

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ・事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。
- ・事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。
- ・前2号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

- ② 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- ・本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
- ・前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

- ③ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置
- ・不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。
  - ・一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。

## 第 12 提出書類【P29～30】

参加資格審査書類、事業提案審査に関する提出書類

### 7 優先交渉権者選定基準について(1月20日 公表)

応募者から提出された提案を公平・透明に評価するため、評価方法、評価項目、配点、失格要件等をあらかじめ定め公表するもの。

#### (1) 事業者の選定方法

「参加資格審査」及び「提案審査」により行う。「参加資格審査」においては、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について市が審査し、「提案審査」においては、提案内容等が基礎審査項目を満たしているか否かについて市が確認したうえで、「審査事項に係る評価(最大800点)」及び「提案価格に係る評価(最大200点)」を行う。

#### 【審査事項評価点】

審査事項	配点	備考
① 事業全般に関する事項	170	最大 800 点中21.25%
② 施設整備に関する事項	210	// 26.25%
③ 維持管理・運營業務に関する事項	300	// 37.50%
④ 応募者独自の提案に関する事項	110	// 13.75%
⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項	10	// 1.25%
合計	800	

#### 【加点比率の基準】

	評価水準	加点比率 (評価点=配点×加点比率)
A	各審査項目について特に優れている	100%
B	AとCの間	75%
C	各審査項目について優れている	50%
D	CとEの間	25%
E	各審査項目について優れている点はない	0%

【価格評価点の算定式】

$$\text{価格評価点} = 200 \times (\text{最低の提案価格} / \text{当該提案価格})$$

【総合評価点の算定】

「審査事項に係る評価」点と「提案価格に係る評価」点の合計を総合評価点とし、総合評価点  
が最高点の提案書を、最優秀提案とする。

$$\text{総合評価点} = \text{「審査事項に係る評価」点} + \text{「提案価格に係る評価」点}$$

(最大 800 点) (最大 200 点)

【選定委員】

	氏名	所属
委員長	酒井 秀紀	国立大学法人富山大学 理事・副学長
委員	藤田 公仁子	国立大学法人富山大学 名誉教授
委員	上田 祐正	富山商工会議所 専務理事
委員	竹内 大輔	富山県厚生部参事 くすり振興課長
委員	西田 政司	富山市 副市長
委員	山本 貴俊	富山市 商工労働部長
委員	稲垣 博文	富山市 行政経営専門監(公認会計士)

8 基本協定書(案)について(1月20日 公表)

本事業に関し事業者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市と事業者との  
間で仮・本契約の締結に向けて、市及び事業者双方の義務について必要な事項を定め  
るもの。

【主な項目】

- (1) 当事者の義務
- (2) 事業契約の締結等
- (3) 事業契約不調の場合の処理
- (4) 秘密保持

## 9 事業契約書(案)について(1月20日 公表)

選定された事業者と市との間で、本事業の実施に関する業務範囲、要求水準、対価、期間、リスク分担、モニタリング、未達時の措置等を法的に定めるもの。

### 【主な項目】

- (1)本事業の概要
- (2)本施設の設計、施工・工事監理、維持管理及び運営業務
- (3)サービス対価の支払い
- (4)事業者の経営状況の報告等
- (5)契約期間及び契約の終了
- (6)不可抗力
- (7)関係者協議会
- (8)その他(別紙:モニタリング及びペナルティの考え方)

## 10 スケジュール

日程 (令和8年)	内容
1月20日	募集要項等の公表 (公募開始)
3月10～16日	参加表明書及び資格審査書類の受付
5月26日～6月1日	事業提案書の受付 (6月1日提出締切)
7月中旬、下旬	事業者ヒアリング、優先交渉権者決定、基本協定の締結
8月中旬	仮事業契約の締結
9月下旬	本契約の締結 (市議会の議決)

# （仮称）とやまくすりミュージアム整備・運営事業 要求水準書 【概要版】

## 第1章 総則【P1～25】

### ■本事業の目的【P1】

富山のくすりは、300有余年の歴史を有し、富山売薬の時代から今日に至るまで、人々の健康増進や文化交流に大きく貢献する本市の産業発展の礎である。

その歴史的価値や地域ブランドを次世代に確実に継承し、未来に向かって「薬都とやま」が発展していくためには、本市が誇る「富山のくすり」の歴史・文化・精神を現代の学びや体験へと再構成し、これらの魅力を次の時代に繋いでいくことが必要であると考え、本施設を整備するものである。

本事業については、平成30年度に策定した基本計画の基本理念や基本方針、機能など具体的な考え方を踏襲しつつ、整備予定地の変更を踏まえ、実施することとし、本事業の事業手法については、施設の設計・改修から維持管理・運営まで事業者が一体的に実施するPFI手法を導入し、これにより、官民連携事業本来の特性である民間の創意工夫、アイデア、ノウハウ及び技術力等を最大限活用し、財政負担の軽減や施設の利用促進、サービス向上、魅力的な企画等、より効果的かつ効果的な事業の実現を図るものである。

### ■本事業の基本理念【P2～4】

#### 1. 基本理念

**富山のくすりの歴史と文化、精神を継承し、薬都の未来を市民とともに創造する**

#### 2. 基本方針

市民一人ひとりが「富山らしさ」を再認識し、富山のくすりの歴史とブランドを将来に引き継ぐ拠点施設として、誰もが来館しやすいよう、（仮称）とやまくすりミュージアム（以下、「本施設」という。）を整備・運営すること。

項目	目的	内容
(1)シティブランディング	「薬都とやま」のブランドイメージを強化する	富山の歴史・文化とくすりとの関わりを明らかにし、「KUSURI」として未来に向けて、世界に向けて発信し、 <b>富山市の代表的なブランドとして確立する。</b> 「 <b>富山といえばくすり</b> 」のイメージを体感し、 <b>楽しむ機会と場を創出</b> する。
(2)シビックプライド	産業の礎を築いた先人の知恵に学び、富山人としての誇りを育む場を創出する	富山にはくすりという一つの産業を核に様々な産業を興し、企業群の集積をつくった力強さがある。現在に続く力強い産業の礎を築いた <b>先人の知恵を学び、富山人としての誇りを育む場を創出</b> する。 <b>子どもたちをはじめとする数多くの富山市民が「富山のくすり」に対する愛着や誇りをもつことができる施設</b> とする。
(3)賑わい・回遊性	中心市街地の賑わいと回遊性を生み出す拠点を創出する	本施設を拠点として、周辺のくすり関係施設等をつなぎ、まち歩きを楽しみを発信し、 <b>賑わいと回遊性を生み出す拠点を創出</b> する。また、本施設を中心とした回遊性により、幅広い市民・訪れた人たちが「富山のくすり」を学び、感じられるプログラムを用意し、実践する。
(4)産官学民連携	産官学民の連携により「薬都とやま」の未来像を描く	薬業の活性化、産業の発展、ひいては薬都とやまの未来につながるよう <b>産官学民連携を活用し、好循環社会の実現を目指す</b> 。中核的な位置づけという他館にはない特徴を持つとともに、他施設との連携等の新しい仕組みづくりを担う。

#### 3. 本施設に必要な要素

基本方針・基本理念を達成するため、以下の機能をもたせた施設とし、市民をはじめ多くの人たちが訪れたい仕掛け、空間づくりを行い、「富山のくすり」への愛着、本施設を拠点とした中心市街地の賑わいを創出するための機能を備えた形で実施する。

	機能	プログラム
展示・体験	「薬都とやま」の精神である信用3本柱を軸に、未来を考える展示・体験機能	体験型やデジタル展示を中心とした「薬都とやま」を感じられるプログラム
交流・サービス	くすりを軸とした街歩き等の新たな視点と交流の機能	既存の施設との連携、情報発信を担う、くすりを軸としたプログラム
未来創造	未来創造を目的とした共に考え、語り合う場の機能	民間事業者や研究者等と連携した未来を創造するプログラム

#### 4. PFI手法の導入により本市が事業者に対して特に期待すること

事業者において、「本施設に必要な要素」を踏まえたコンセプト・テーマを定立のうえ、利用者に伝える内容について統一感をもって提案していただきたい。また、以下の機能について特に期待する。

	プログラム
(1)賑わい・交流の場の創出	施設整備予定地が <b>富山駅北口から至近の立地であるため、子どもから高齢者まで幅広い年代の利用者が、市内外から訪れることが見込まれる</b> 。賑わい・交流の場を創出するためには、地域に愛され、多くの方に利用されることやイベント等の企画が重要である。これらを効果的・効率的・継続的に実現するため、施設の設計から、改修・工事監理、維持管理及び運営業務に至るまで、民間のノウハウが十分に活用されることを期待する。
(2)教育、文化、健康・福祉のさらなる充実	本施設が、 <b>富山のくすりをテーマとした子どもたちなどへの郷土学習・産業学習の新たな拠点</b> となり、また、 <b>薬業から派生し発展したガラス工芸やパッケージデザイン等の産業観光へつなげ</b> 、近隣の富山やくぜん認定店の案内を通して健康意識の向上を図るとともに、ヘルスケアやウェルビーイングへの関心の広がりを促し等、様々な機能が <b>相乗効果を生み出すことで、市民福祉が充実することを</b> 目指す。
(3)まちなかの新たなシンボル機能・ハブ機能としての役割	知名度のある「富山のくすり」をテーマとした本施設は、富山駅北口から至近の立地であることを活かし、 <b>インバウンドを含めた観光客やビジネス客へも積極的にアプローチ</b> することを想定している。本市の魅力発信の拠点として、 <b>資料展示に偏重することなく、多様な来訪者が楽しめる要素を備えた構成</b> とすること。また、施設の外観についても、赤玉ドームが目を引く施設であり、富山駅北エリアのシンボル施設としての整備を期待する。 <b>ハブ機能としては</b> 、利用者の興味・関心に応じ、 <b>本施設から、実物資料を多数展示している売薬資料館等の施設や、富山やくぜん認定店等へ誘導・案内する役割を担うよう期待</b> する。
(4)高い集客効果の発揮による地域の活性化と財政負担軽減の両立	<b>独自性・話題性のある強力な集客装置を導入</b> することで、周辺施設や店舗等への波及効果や賑わい創出効果を生み出し、 <b>富山駅周辺エリアを中心とした地域活性化に寄与</b> することを期待する。また、設計・改修から維持管理・運営までを通じた <b>ライフサイクルコスト及び財政負担の軽減</b> について、継続して多くの入館者数と利用料金収入を確保する等、民間活力が十分活用できることを期待する。
(5)SDGsに配慮した施設整備・運営	本市は、平成30年6月に国からSDGs未来都市に選定され、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成に向けて取り組んでいる。本事業においても、経済価値・社会価値・環境価値に配慮した施設整備・運営を期待する。
(6)独創的な空間デザインについて	本市では、富山駅北地区において、プールパールの再整備や中規模ホールの建設等、魅力的な都市空間の創出に取り組んでいる。本施設についても、富山駅北口至近に位置する立地を活かし、 <b>中心市街地の活性化に寄与する現代的又は近未来的なイメージの施設となるような内部の空間デザインや演出を期待</b> する。また、 <b>内装デザインや展示プログラムの企画等において、富山らしさを感じることでできる施設の提案を期待</b> する。 本事業において整備する施設は、展示資料を閲覧するだけのものではなく、高い集客性・発信力・体験価値により、多くの人を魅きつけ、記憶に残るものを目指している。そのため、本事業の基本理念等を基に、事業者の解釈を加え、屋内装飾、空間デザイン・演出及び展示プログラムの企画等について、各部分のみの近視眼的な設計に陥ることなく、施設全体を統合的にプロデュースしたうえ、独創的で話題性のある斬新な提案をされることを期待する。

### ■事業方式【P5】

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第14条第1項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設（改修）等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（**RO: Rehabilitate Operate**）により実施する。

### ■事業期間【P5】

本事業の事業期間は、**事業契約締結日より令和20年3月31日まで**とする。

### ■業務内容【P5～6】

業務区分	業務概要
(1)設計業務	①事前調査業務 ②改修及び展示に関する設計業務 ③本事業に伴う各種申請等の業務 ④その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
(2)改修・工事監理業務	①建築物及び展示施設に関する改修・施工業務 ②什器・備品等設置業務 ③工事監理業務 ④その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3)開業準備業務	①事前広報業務②開業準備期間中の運用業務③開館式典等の実施業務
(4)維持管理業務	①建築物及び展示施設に関する保守管理業務 ②建築設備等保守管理業務 ③什器・備品等保守管理業務 ④環境衛生・清掃業務 ⑤警備保安業務 ⑥修繕業務 ⑦その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務
(5)運営業務	①総合管理業務（案内・利用受付・料金收受等） ②展示事業に関する運営業務 ③シアター事業に関する業務 ④（仮称）とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務 ⑤企業出展ブースの企画・運営業務 ⑥業関連施設の案内・誘導に関する業務 ⑦業関連企業とのタイアップに関する業務 ⑧業人材育成に関する業務 ⑨自主事業 ⑩その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

## ■自主事業について【P6】

事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。

## ■事業者の収入等【P6～8】

	プログラム
(1)本市からのサービス対価	1) 設計・改修・工事監理業務の対価 2) 維持管理・運営業務の対価
(2)利用者から得る収入	<p>本市は、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入として収受させることができる「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は、本施設の利用者からの利用料金を収入とすることができる。また、本施設において、実施する自主事業に係る売上等は、事業者の収入とすることができる。</p> <p><b>1) 利用料金収入</b> 事業者は、本施設において、事業者が本市の承認を受けて定める額の利用料金を徴収し、収入とすることを想定している。利用料金の金額は、事業者からの提案とするが、次の①～③等が考えられる。それぞれ、内容に応じた金額の提案を期待する。</p> <p><b>①入館料</b> 利用料金として徴収するものとし、<b>上限額1,000円程度（目安として500円程度）とし、事業者の提案によるものとする。</b></p> <p><b>②企画展観覧料・集客エリア観覧料</b> 企画展観覧料・集客エリア観覧料は、<b>無料又は有料のいずれも可能とする。</b>各々、企画展や集客エリアの内容に応じて設定することができるものとし、<b>上限額2,000円程度とし、事業者の提案によるものとする。</b></p> <p><b>③体験プログラム料</b> <b>無料又は有料のいずれも可能とする。</b>有料体験プログラム料は、プログラムの内容に応じて設定することができるものとし、<b>上限額1,000円程度（目安として200円程度）とし、事業者の提案によるものとする。</b></p> <p><b>2) 自主事業に係る収入</b> 事業者は、本施設を利用して実施する自主事業を、本施設の維持管理・運営に支障のない範囲で実施することができ、自主事業に係る売上を収入とすることができる。</p> <p><b>①物販等</b> <b>必須の自主事業</b>として、特色ある商品（ここでしか買えないお土産、オリジナル商品、アクセサリー、カプセルトイ等）を企画・開発し、施設内で販売する。</p> <p><b>②その他</b> 上記①の他に、<b>任意の自主事業として、イベント開催等、本施設の魅力を高める事業を行うことを可能とする。</b></p>
(3) 利用料金等収入の還元	事業者は、本施設利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、その利益の一部相当を事業者の提案による方法により、市民に還元するものとする。なお、還元方法は、本施設の設置目的に沿ったイベントの開催等、多様な提案を期待する。

## ■光熱水費及び通信費等の負担【P9】

維持管理及び運営業務の実施に係る光熱費は、事業者の負担とし、水道代については、本市が施設所有者に共益費として直接支払う。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。維持管理及び運営業務の実施に係る通信費（電話料、テレビ受信料、インターネット利用に係る費用等）については事業者が負担とする。

## ■減免措置【P9】

・次の各区分に応じ定める額の減免を行うこと。なお、減免も見込んだうえでサービス対価を支払うものとし、市は、減免実績に応じた補填を行わない。

区分	減免額
(1) 孫とおでかけ支援事業	入館料についてのみ全額減免
(2) 富山市博物館等共通パスポート	入館料についてのみ全額減免

・表1-2の(3)～(7)における入館料については減免に関する基準の適用を必須とし、企画展観覧料・集客エリア観覧料や体験プログラム料への適用の有無は、事業者の提案によるものとする。

・利用料金は事業者に帰属することから、事業者自身も必要と判断する場合は、利用者の公平性を著しく損なわない範囲において、利用料金を減免することができる。その運用方法については、細則に明記することとし、減免した額について市は補填を行わないこととする。

## ■事業スケジュール【P10】

事業契約締結	令和8年9月
事業期間	事業契約締結日～令和20年3月末日
設計・改修工事期間	事業契約締結日～令和10年7月末日
本施設引渡し日	令和10年7月末日まで
開業準備期間	事業者が提案した日～運用開始日の前日まで
運用開始日	令和10年9月9日まで
維持管理期間	本施設引渡し日～令和20年3月末日
運用期間	運用開始日～令和20年3月末日

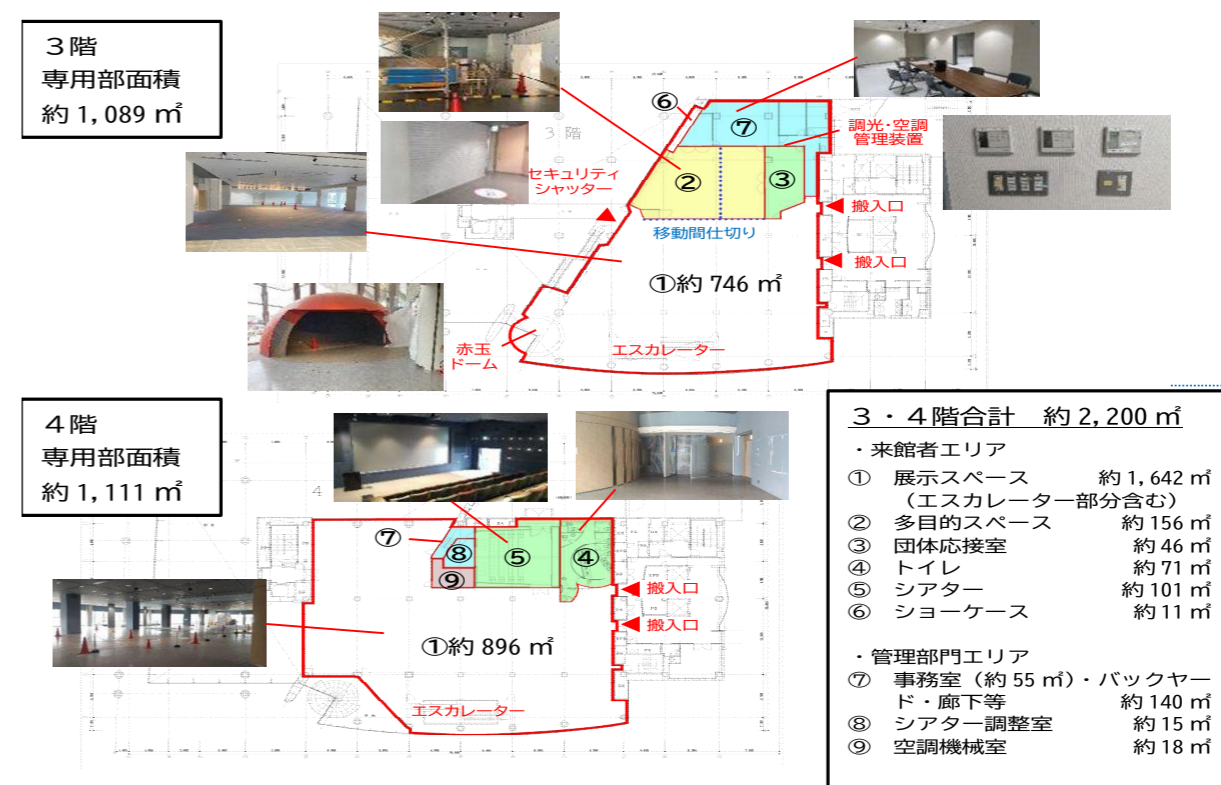
## ■重要業績評価指標（KEY PERFORMANCE INDICATOR：KPI）の設定【P11】

本事業では、「第3節 本事業の基本理念」を踏まえて、本市及び事業者がともに本事業期間を通じて、事業の効果を明確にするため、KPIを設定しモニタリング等を通じて確認するもの。また、目標設定の考え方、基準値、目標値は、提案書において事業者が提案すること。後日、本市と協議の上、あらためて設定する。なお、社会事情の変化等に応じ、指標の変更については適宜協議に応じるものとする。

## ■立地条件【P15】

事業対象地・施設である民間ビルは、JR富山駅北口正面、徒歩約3分の場所に位置（「資料4 事業予定地位置図」参照）し、商業施設や飲食施設、オフィススペース、イベントスペース等の機能を有する複合商業ビルである。周辺には新しいオフィスビルやホールも建設され、ビジネスや立地を活かした観光の拠点エリアとなっている。本施設は、民間ビルの一部（アーバンプレイス3階及び4階の一部）を本市が賃借し、事業者が整備するものである。

## ■事業対象フロア・専用部の現況【P15～19】



## ■本施設に求められる機能【P19～23】

平成30年度に策定された「くすり関連施設基本構想・基本計画」及びその後の整備予定地変更に伴う整理（令和6年度）等をもとに本市では、以下に示す本事業が必要とされる3つの機能・プログラム設定し、これらを具体的に実現するために、8つの事業を本施設の事業構成としている。

事業者は、これらの内容を理解し、本施設の計画及び運営に反映すること。

機能・プログラム	事業	方針
①展示・体験  「富山のくすり」の歴史と文化を基盤に、薬都とやまを代表する精神である信用3本柱を軸とした精神性やエピソードにまつわる展示とともに、先端技術による創薬研究や技術を学び、体験できるなど、未来を考えるきっかけとなる展示・体験機能。体験型やデジタル展示を中心とした「薬都とやま」を感じられるプログラムとする。	展示事業	「薬都とやま」の過去・現在・未来を感じ取り、市民をはじめとする利用者へ「薬都とやま」への誇りを感じ、共感を抱いてもらえることをねらいとし、体験型展示やデジタル展示を中心に展開し、催事事業や、情報発信事業・産官学民連携事業を考慮した配置とする。 ・「富山のくすり」及びくすりから派生した、いのち・健康・ヘルスケア等多岐にわたるテーマについて、富山ならではのコンテンツ（富山の自然や食等）も織り込みながら、未来志向の情報発信を行うものとする。 ・小さな子どもが自然に「富山のくすり」に関心を持つなど身体を使いながら楽しく学べる体験を提供するものとする。 ・一方向的な実物展示に偏ることなく、AR・VR等のデジタル技術を活用した体験型展示、インタラクティブ展示（※1）及びハンズオン展示（※2）を主体とした構成とするものとする。
	解説事業	利用者が展示に興味を持ち、理解を深めることができるよう、関係機関と連携した解説員や、養成されたガイドや機器による解説など具体的で分かりやすい解説を行う。また、富山大学薬学部・和漢医薬学総合研究所などの教育機関、市内外の製薬企業等、多様な関連産業等と連携し、くすりについて関心を高める解説プログラムを作成するとともに、ICT技術を活用した多言語対応・デジタル解説等を実施し、インバウンドにも対応する。
②交流・サービス  くすりを軸とした街歩き等の新たな視点と交流の創出機能を有した、既存の施設との連携、情報発信を担う、くすりを軸としたプログラムとする。	薬都案内サービス事業	富山の地域ブランドである「富山のくすり」をはじめ、薬都の魅力を感じていただける既存のくすり関連施設の内容やアクセス情報等を収集・紹介し、誘導・案内する事業を行う。県内のくすり関連施設と連携し、サテライトスポットとしての機能を備え、施設内に留まらず、富山駅構内での宣伝も行う。
	催事事業	「薬都とやま」の拠点施設として、施設内のシアターや多目的ルームなどを活用し、産業界や高校、大学等とも協力しながら、「体験」を重視した未来創造につながる催事事業を積極的に展開し、賑わい創出や回遊性向上につながる事業を行う。
	物販事業	本施設ならではのサービスと品質の確保に努め、「富山やくぜん」認定店とも連携し、施設訪問後に認定店へ誘導する。また、特色ある商品（ここでしか買えないお土産、オリジナル商品など）の販売を展開する。
	資料活用事業	次世代が「薬都とやま」に興味を持ち、調査・研究する際にも活用することができるよう、資料の情報収集を行い、他のくすり関連施設等とも連携し、資料の効果的な活用を図るものとする。
③未来創造  「薬都とやま」の過去から今を紐とき、未来創造に関わり多目的な交流を促し、持続可能な富山の将来を共に考え、語り合う場の機能を有した、民間事業者や研究者等と連携した未来を創造するプログラムとする。	情報発信事業	「富山のくすり」ブランドを広く発信し、薬都とやまやくすりを軸としたさまざまなプログラムを展開することで、点在する他の関連施設との相乗効果や未来創造につながる効果を生み出すことができるよう、多様なメディアを用いて発信する。また、現在の薬業界のトピックス（和漢薬研究の取り組みや新薬の研究など）を発信する。
	産官学民連携事業	「薬都とやま」の未来創造を促進するために、市内にある富山大学薬学部・和漢医薬学総合研究所などの教育研究機関、市内外の製薬企業等、多様な関連産業などと連携し、持続可能な富山の未来を創造するような活動につなげ、協働して育てていく学生と企業との交流の場を設けるなど、薬業分野だけでなく、異業種の分野の専門家も交え、産官学民が連携した横展開を行う。

※1 インタラクティブ展示：展示物が一方的に情報を提供するというのではなく、人の動作に反応したり、何らかの変化が起きたりする双方向の展示手法。

※2 ハンズオン展示：展示物に実際に手を触れ、直接操作し、楽しむことによって、興味や探求心を刺激し、理解を深めることを目的とする展示手法。

## ■運用開始期限【P23】

本施設は令和10年9月9日までに運用開始できるよう施設整備を行うこと。

## ■本施設の利用方法【P23～24】

(1) 休館日及び開館時間

① 休館日

休館日は、週1回以下（平日とする。）とし、具体的には事業者の提案とする。なお、以下の期間は休館日を設定しないこととする。

春季休業期間：3月25日～4月5日

夏季休業期間：7月18日～8月31日

冬季休業期間：12月25日～1月7日（ただし、12月29日～1月3日は休館日とする。）

また、民間ビル全体メンテナンス等に係る日は、本施設も休館とする。

② 開館時間

開館時間は、下表を基本条件として、事業者の提案により、上限まで設定することができる。また、延長については季節や多客期、学校休業期間を考慮して時期的に設定することもできる。その場合、事業者は設定を希望する日の6か月前までに市の承諾を得なければならない。

曜日区分	開館時間（基本条件）	上限（提案による）
日曜～木曜	10：00～18：00	9：00～22：00
金曜・土曜	10：00～20：00	9：00～22：00

(2) 利用料金

利用料金の額については、本市が条例で定める上限額の範囲内において、市長の承認を得て事業者が定める。上限額については、「第1章 第4節 5.(2) 利用者から得る収入」を参照のこと。なお、施設の有効利用、利用促進、利便性向上等を考慮し、割引・フリーパス料金等を設定することができる。また、展示室内に無料スペース（一般開放スペース）を設けることも可能とする。

(3) 入館者数の目標

入館者数の目標は、16万人／年とする。

なお、目標を下回った場合に、本市は事業者に対してペナルティを課すものではなく、かつ、本市から事業者に対して費用等の補填を行うものではない。

## ■事業期間終了時の措置【P25】

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去すること。なお、事業者は、事業期間満了後に本市が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間満了日の約3年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、各契約書において示す。）。

## ■原状回復について【P25】

原状回復工事については、事業期間終了後、本市が実施するものとする。なお、自主事業に関する備品については、事業者の所有であるため、事業期間終了日までに撤去すること。

事業者は、本市が専用部を改修工事の着手時の状態に回復の上、施設所有者に返還する必要があることを前提に、設計・改修等の各業務を遂行すること。

## 第2章 設計業務【P26～50】

### ■設計業務対象施設に係る要件（抜粋）【P38～46】

	機能	必要施設
本施設	展示・体験機能	常設展示エリア、企画展示エリア、体験ワークショップエリア、集客エリア、シアターエリア、遊び場エリア、物販エリア、産官学民連携エリア
	交流・サービス機能	
	未来創造機能	
	維持管理機能	事務室、倉庫、管理諸室等（更衣室、休憩室、雑倉庫等）
	その他	エントランスホール、受付スペース、団体応接室、4階専用部トイレ

※各エリアに求める要素は備えることを必須とし、各エリアを組み合わせ設定するも可とする

※必要施設の団体応接室（約46㎡）、4階専用部トイレ（約71㎡）、シアター（約101㎡）、事務室等（約140㎡）は、既存の位置での活用を想定している

## 1. 展示・体験機能、交流・サービス機能、未来創造機能

### (1) 共通

#### 1) 展示コンセプト

- ・本事業の基本理念等を元に、薬都とやまの精神（商いの信用、くすりの信用、人の信用）を軸として、事業者の解釈を加え、施設内の展示プログラムが独自のテーマ性を持つよう、かつ統合的に、プロデュースすること。
- ・個々の展示プログラムについては、デジタル展示や体験型を中心としたものを計画すること。
- ・本施設を利用する子どもや観光客、市民のニーズを進んでくみ取り、何度来ても新たな発見・学び・楽しみがあり、持続的に変化・成長するようにすること。
- ・富山のくすりを端緒に、いのち・健康・ヘルスケア等多岐にわたるテーマについて、富山ならではのコンテンツ（富山の自然や食等）も織り込みながら、未来志向の情報発信をすること。

#### 2) 展示計画の考え方

##### ア 理解を深める展示のストーリー性

展示に“ストーリー性”を持たせ、薬都とやまの所以と、くすり産業から発展した富山の産業（銀行、ガラス、印刷、デザインなど）との関わりなど現代への気づきや発見を引き出す。

##### イ 薬業関連団体や大学との連携

展示内容や最先端の情報紹介にあたっては、薬業関連団体や大学の専門家の知見・監修等が不可欠であり、本市・県と連携のもと適宜、これら専門機関の関与・協力を得ること。

##### ウ 楽しみながら学べる体験

楽しみながら学ぶことができるインタラクティブ展示等を活用し、身体や五感を使って参加・体験することで、利用者が薬都とやまを身近に感じるとともに、自ら疑問を持ち考え、興味や学習意欲を喚起する展示を展開するものとする。特に、デジタルコンテンツを活用した展示により、定期的に新たな情報を提示するなど、何度来ても楽しめるように展開する。

#### 3) 目的・用途

本機能では、「第1章 第7節 5.本施設に求められる機能」及び「第1章 第7節 6.本施設に求められる機能・プログラムと事業」を踏まえ、以下に示す目的・用途に沿ったエリアのレイアウト構成及び内装を計画すること。なお、各エリアに求める要素は備えることを必須とし、各エリアを組み合わせて設定するも可とする。

エリア	目的・用途
常設展示エリア	・富山のくすりを特徴づける基礎を伝えることを目的とした展示とする。 ・富山のくすりを特徴づける基礎情報とワクワクする最新情報の提供（薬都とやまを学ぶきっかけづくり、次世代を担う人材育成につなげる）・体験型の展示を重視し、五感を使って楽しく学べる・語り部による解説・県や薬業関連企業との連携事業での利用
企画展示エリア	・富山のくすりを多様なテーマに基づいて伝えること。・企画展を定期的に年2回以上開催する。 ・話題性のある薬業関連企業や大学の紹介、コラボレーション企画の誘致等のほか、アニメとのコラボレーション企画など集客力のある企画展を開催する。
体験ワークショップエリア	・薬や健康等に関する、各種体験イベント・ワークショップの開催（デジタル技術を用いたVR工場見学、模擬くすり作り等の製作体験、楽しく学べる実験教室等）。 ・薬業関連企業等と連携した、各種イベントで利用する。
集客エリア	・「富山のくすり」の魅力を広く発信し、本施設への来館動機を高める強力な集客装置として、エンタメ性、話題性のある近未来的な体験展示エリアを設けることで、集客力の向上を図る ・富山のくすり文化と最先端技術が融合し、「いのち」の尊さと可能性を体感できる没入型展示プログラムの実施
遊び場エリア	・子育て世代が本施設を訪れ、楽しめる場とする。・薬をイメージさせた遊具に触れ合いながら、体を使って楽しく学べる場を設けることで、小さな子にも「富山のくすり」に関心を持ってもらう

## 2. 維持管理機能

諸室	目的・用途
事務室	・職員等の事務室
倉庫	・展示していない展示物や事務用品、備品等の一時的な保管庫
管理諸室等	・維持管理・運営業務を実施するにあたって必要となる管理諸室（更衣室、休憩室、雑庫等） ※事務室と兼用も可

## 3. その他

諸室	目的・用途
エントランスホール	・利用者を歓迎し、受付や物販スペースに誘導する・県内にある他のくすり関連施設を案内し、誘導することでハブ施設としての役割を担い、回遊性を高める
受付スペース	・利用者に対する総合的な案内業務を行う。市内又は周辺のくすり関連施設の案内業務を行う

団体応接室	・学校・団体等の昼食などのスペース利用
4階専用部トイレ	・共用部のトイレとは別に、展示室内にトイレを設ける（既存設備の活用）

## ■設計業務遂行に係る要求内容【P47】

### □業務の対象範囲

設計業務は、本施設等を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

### □業務期間

設計業務の期間は、本施設の運用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。

## 第3章 改修・工事監理業務【P51～57】

### ■業務の対象範囲【P51】

事業者は、実施設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類等に基づき本施設の改修・工事監理等を行うこと。本施設の工事区分は、「閲覧資料2 工事・維持管理区分表」のとおりとする。

また、原状回復工事は事業期間終了後に本市が行うが、事業者は、本市が専用部を改修工事の着手時の状態に回復の上、施設所有者に返還する必要があることを前提に、施工等を行うこと。

### ■業務期間【P51】

本施設は**令和10年9月9日までに運営開始できるよう、改修工事を完了すること**。改修工事の着手可能時期は、令和9年9月1日以降とする。

## 第4章 開業準備業務【P58～60】

### ■業務の対象範囲【P58】

事業者は、所定の運用開始日に開業できるよう、かつ運営開始後、円滑に業務を実施できるよう、業務実施に必要な人員の配置、業務従事者の研修、運営開始前の広報活動、本施設の運営リハーサル等を実施し、本施設の開業に向けた準備に万全を期すこと。事業者の有するプロモーション能力や企画力により、利用者の本施設に対するイメージや価値を高めるとともに、開業が広く周知されることにより、開館時に多くの利用者で賑わうことを期待している。

## 第5章 維持管理業務【P61～71】

### ■業務の対象範囲【P61】

#### (1) 共通

事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、本施設等の機能を維持し、本施設等の運営に支障を及ぼすことがなく、かつ、利用者が快適に本施設等を利用できるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること。なお、施設所有者及び本市との連携を緊密に図るよう努めること。維持管理の業務範囲は、本施設とする。維持管理業務に際して必要と考えられる消耗品は、すべて事業者が用意し、必要に応じてその都度更新すること。

#### (2) 維持管理・修繕区分

建築、設備等の維持管理・修繕区分については、次のとおりである。詳細は、「閲覧資料2 工事・維持管理区分表」を参照のこと。

### ■業務期間【P61】

業務期間は、**施設引渡し日より、事業期間終了まで**とする。

区分	内容
建築物及び展示施設に関する保守管理業務 ・・・P65～66	1. 日常（巡視）保守点検業務 2. 定期保守点検業務 3. 展示施設に関する保守管理業務 4. 故障・クレーム対応
建築設備等保守管理業務 ・・・P66～67	1. 運転・監視業務 2. 保守点検業務 3. 故障・クレーム対応
什器・備品等管理業務 ・・・P68	1. 備品等台帳の整備業務 2. 保守管理業務 3. 故障・クレーム対応
環境衛生・清掃業務 ・・・P69～70	1. 環境衛生業務 2. 清掃業務 3. 廃棄物処理業務
警備保安業務 ・・・P70～71	1. 防犯・警備業務 2. 防火・防災業務
修繕業務※ ・・・P71	

※建築・設備の修繕区分については、「閲覧資料2 工事・維持管理区分表」を参照のこと。展示施設、什器・備品等については、事業者が修繕を行うものとする。

## 第5章 運営業務【P72～87】

### ■業務の対象範囲【P72】

事業者は、運営業務に係る仕様書、運営業務計画書、事業契約書、本要求水準書及び入札時の提案書類に基づき、利用者に適切なサービスを提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、次の内容の運営業務を実施すること。なお、本施設の本市への引渡しから運用開始までの期間において、業務実施に必要な人員を配置するなど、十分な準備を行うこと。運営業務に際して必要と考えられる消耗品は、全て事業者が用意し、必要に応じてその都度更新すること。

### ■業務期間【P72】

業務期間は、**運用開始以降、事業期間終了まで**とする。

区分	内容
総合管理業務（案内・利用受付・料金收受等） ・・・P78～81	1. 案内・誘導・窓口業務 2. 予約受付業務 3. 広報業務 4. 利用料金徴収業務 5. 庶務業務 6. 統括マネジメント業務 7. 総務・経理業務
展示事業に関する運営業務 ・・・P82～83	1. 展示の基本方針 2. 常設展示 3. 企画展示 4. 集客エリア事業に関する業務
シアター事業に関する業務 ・・・P83～84	「第6章 第4節」 参照
（仮称）とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務 ・・・P84	「第6章 第5節」 参照
企業等出展ブースの企画・運営業務 ・・・P84	「第6章 第6節」 参照
薬業関連施設の案内・誘導に関する業務 ・・・P85	「第6章 第7節」 参照
薬業関連企業等とのタイアップに関する業務 ・・・P85	「第6章 第8節」 参照
薬業人材育成に関する業務 ・・・P85	「第6章 第9節」 参照
自主事業 ・・・P86～87	1. 基本事項 2. 必須事業（物販スペース運営業務） 3. 任意事業 4. その他

### ■展示事業に関する運営業務【P82～83】

#### 1. 展示の基本方針

展示は、『富山のくすり』の歴史と現在を正しく理解する「**常設展示**」、**新しい話題やより幅広いテーマを取り上げる「企画展示**」、**エンタメ性や話題性のある近未来的な体験ができる「集客エリア**」で構成するものとする。各展示の基本的な考え方は、「第2章 第2節 設計業務対象施設に係る要件」を参照のこと。

#### 2. 常設展示

- 常設展示室内での**利用案内、インタープリテーション又はアテンド**を行う。
- 展示学習ツールとしてワークシートや解説シートなどを製作する提案を期待する。
- 本事業では、本市が育成している「**くすりの語り部**」を**定期的に活用**することを想定しており、その活用先として常設展示の一部でのインタープリテーション又はアテンド業務が想定される。

#### 3. 企画展示

- 本施設の設置目的を達成するために、企画展を実施すること。実施にあたり、企画展示の方向性については、本市と協議を行い、市の承認を得たうえで、毎年、運営業務計画書に含めて提出を行うこと。
- 企画展示エリアだけでなく、シアターのほか、本施設全体を使った展示や演出についても積極的に取り組む提案を期待する。また、連動企画として施設外でのイベント、見学ツアー等の企画についても提案を期待する。
- 提案時には、初年度の企画展示開催計画及び次年度の企画展示開催の考え方について提案を求めると留意すること。
- 企画展示は、定期的に年2回以上開催すること。
- 売薬資料館や郷土博物館で展示、保管されている市有の歴史史料等については、必要に応じて協議の上、本市が事業者に対して貸与することが可能である。
- 利用者がより学習しやすい環境とするため、常設展示と同様に**体験学習展示又はプログラムを積極的に組み込み、幅広い利用者層の学習効果を高める提案を期待**する。

#### 4. 集客エリア事業に関する業務

- 本施設の「集客エリア」は、**常設の強力な集客装置とし、運営方法については事業者の提案によるもの**とする。
- 利用者の意見・反応、評価や薬業界の動向等を踏まえて検証し、定期的に改善・更新し、常に進化する展示を目指すものとする（展示プログラムの内容更新の頻度は、毎年、又は数年に一度程度とし、事業者の提案に委ねる）。展示の更新にあたっては、予め本市と協議を行い、市の承認を得たうえで、毎年、運営業務計画書に含めて提出を行うこと。

### ■シアター事業に関する業務【P83～84】

シアターエリアは、複数人で同時に体験することができる機能を有していることから、その特色を活かし、体験型展示や企画展示の目玉としての活用が想定される（例：3D映像を用いた和漢薬の情報（植物の成長の様子や生薬に加工する過程など）の発信など）。また、『富山のくすり』というテーマに軸足を置きながら、植物や富山の産業、地理など関連するテーマに発展させるなど、エンターテインメント性を重視した構成とするものとする。

- CGやプロジェクションマッピング機能を駆使した迫力ある映像で、くすりの未来を感じられるコンテンツ**を制作し、投影すること。

- 常時、複数種類のコンテンツを準備しておくことが望ましい。
- 定期的に、コンテンツの見直し又は追加制作を行うこと。
- 生解説やクイズ、対話等により双方向性を持たせる提案を期待**する。双方向性については、観客を楽しませ、飽きさせない工夫を施すことに留意すること。特に生解説については、エンターテイメントな演出もできる人材を確保することを期待する。・コンテンツの内容については、各年度の事業計画書の作成時に内容・方向性について本市と協議を行い、承認を得ること。

### ■（仮称）とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務【P84】

体験ワークショップエリアなどにおいて、体験イベント、ワークショップ、講座、ミニ企画展等を定期的に開催し、子どもたちをはじめ、多くの市民が『富山のくすり』を身近に感じ、楽しく学べるよう、幅広い「体験学習」の機会を提供すること。その他、企画展示と連動して講師を招いたセミナー、講演会の実施等を想定する。

- 子どもたちを中心に、幅広い層の人々が参加できる体験学習プログラム・イベントを展開すること。
- 年4回以上開催**するものとし、内容については、事業者の提案によることとするが、参加者数の動向を見ながら、詳細は本市と協議の上で決定すること。
- 館内だけでなく、まちあるきやフィールドワークなど、館外でのプログラム等も積極的に実施し、**市内を中心に各地で多彩な活動を展開することを期待**する。
- プログラムやイベントで発生する費用については、参加者の実費負担を基本とし、必要額の徴収を認めるものとする。イベントの提案と費用負担の関係については提案書において、可能な限り具体的に明示すること。

### ■企業等出展ブースの企画・運営業務【P84】

事業者は、本市や関係機関と連携して、地元の大学や企業、団体、研究者等との共催や協力等による出展ブースを企画・実施すること。企業等出展ブースの企画・運営業務は、産官学民連携エリアで実施することを想定しているが、企画展示エリア等で実施することも可能である。

- 企業等出展ブースの企画・実施は、**定期的に開催するものとし、出展期間は事業者の提案によるもの**とする。
- 出展内容は、企業の宣伝となる可能性も含んでいるが、その場合であっても、出展企業が有する『富山のくすり』ならではの最先端技術や研究、製品の特性や機能を紹介する展示が望ましい。
- 特定の企業のみがメリットを享受するのではなく、その展示効果を定量的・定性的に測定し、そのデータを活用して、他の企業、大学、団体等の参加も促進されるような相乗効果を期待する。

### ■薬業関連施設の案内・誘導に関する業務【P85】

本施設の利用者が広く『富山のくすり』に関心を持ち、幅を広げられるように、**地図・モデルコース・交通案内等の情報提供や市内の薬業関連施設・交通機関等との連携により、各施設への案内・誘導・紹介**を行うこと。観光パンフレットや観光案内所を紹介するなど、市内周遊の促進につながる情報発信を行うこと。施設内に留まらず、**富山駅構内での情報発信**も行うこと。

また、「第6章 第10節 自主事業」における任意事業として市内薬関連施設やその他観光施設等を周遊する観光ツアー等の実施を期待する。

### ■薬業関連企業等とのタイアップに関する業務【P85】

**他自治体、薬業関連企業等と連携し、各種イベントの開催、CSR活動の場の提供等**を行うこと。また、令和6年度時点では、薬業関連企業等より、次のような活動について関心提示がある。

- CSR活動としての子ども向けの勉強会やワークショップの開催
- 工場見学の受け入れ
- 学生に向けた合同の就職イベント
- 富山くすりコンソーシアムの取組紹介

### ■薬業人材育成に関する業務【P85】

薬業人材育成、産官学民連携による事業展開を行うための連携協力体制の構築を図ること。薬業人材育成は、子どもや若者に医薬品関連産業に興味・関心を持ってもらうことをはじめ、医薬品関連産業の社員向けの研修等を想定している。実施にあたっては、行政との協働に加え、富山県薬業連合会等や当該団体を通じた企業との連携・協力を想定している。

### ■自主事業【P86～87】

事業者は、本施設の設置目的に適合する範囲において、自らの企画による事業（以下、「自主事業」という。）を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

#### □必須事業：物販スペース運営業務

必須事業は、本事業において、下記の事業は不可欠な事業であるが、自主事業として運営することで、事業の高いパフォーマンスを実現することを期待するものである。事業者には、民間事業者のネットワークやノウハウを活用した積極的な提案を期待する。

#### □任意事業

事業者は、あらかじめ本市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、自らが企画する自主事業を実施することができる。